慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	教育勅語と福沢諭吉
Sub Title	
Author	渡辺, 俊一(Watanabe, Shunichi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2004
Jtitle	近代日本研究 No.21 (2004.) ,p.207- 239
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20040000-0207

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第二十一巻（二〇〇四年）

教育勅語と福沢諭吉

渡辺俊一

はじめに

正統的な伝記の石河幹明の『福沢諭吉伝』を始めとして、福沢の周囲の人間によって描かれた福沢像は、福沢自身の文章から受けるような独特の魅力を伝えるものは案外少ない。余りにも偉人の身近にいることは、案外その真価を知る妨げになるのだろうか。その中でも数少ない例外と思えるのが、松永安左エ門の回想である。彼はその中で福沢という人間の本質と魅力を、一つの出来事の中で鮮やかにとらえている。

「慶應に入学して間もなくのこと、私はある日校庭で教師を見掛けて、すれちがいざまあわててお辞儀をした。むろん今までの教師に対する礼と同じに、足を揃えてていねいに頭を下げた。ところがそれが終わるか終

わらぬかに、うしろからポンポンと背中を叩くものがある。誰だか判らない。まったく知らぬお爺さんだった。
「お前さんは今、そこで何をしているんだね」
「先生にお辞儀をしました」
「いや、それはいかんね。うちでは教える人に途中で逢ったぐらいで、いちいちお辞儀をせんでもいいんだ。そんなことを始めてもらっちゃこまる」
あっけにとられてこちらは改めてその老人を見直すと、それが例の着流しに角帯、股引履きに尻ッぱしょりという姿の福沢先生であった。これはまた変な初お目見えに、変な叱られ方をしたものだった。郷里の学校などでは先生にお辞儀をしなくて叱られることはあっても、お辞儀をして叱られるなんて、そんな話に出食わしたためしはない。ここではまったくアベコベだ。私はけげんな顔をしてしばらく同じ処に突っ立っていた。
「お前さんはまだ入ったばかりらしいからいっておくが、うちでお前さん方に教えているのは、生徒の古いんでお前さん方の仲間、いわば同格だ。ただ少し早う入って年も上、勉強もちっとは進んどるだけなんだ。つまりお前さん方の先に立って、少しむつかしいことを覚えている。それで一緒に輪講をしていてくれるにすぎんのじゃ。ここで先生といえば、まあこのわたしだけなんだが、このわたしにもいちいち用もないのにお辞儀なんぞせんでいい。ごく自然な会釈でたくさんだ」
これがこの際における先生のお小言めいた妙な初訓戒であった。
ここでまあ先生といえばわたしだけだね——義塾における塾長の言葉である。そういえばそういうことかも知れぬが、私はこの言葉をきいてビックリした。
いろいろ偉そうな先生が集まって、いろいろ偉そうにふるまい、生徒にはいろいろお辞儀をさせているのが、

それまでの私の常識のなかにある学校だった。ここでは少し変わっている。教えるのも生徒と同格、教わるのも教師と同格、同格と同格とだからお互いっこだ。特に頭を下げる必要はない、下げちゃ困る。下げちゃ、いけないんだ、という。そうして股引に尻ッぱしょりしたヘンなお爺さんが、「先生といえば、まあわしだけだ」と威張っている。むろん威張ったんじゃあなかろうが、子供の目には威張っているように映った。私はすっかりと戸惑いしてしまって、これはエライ学校へ飛び込んで来たわいと思った。[1]」

松永はこの出来事を明治二十二年の頃と回想しているが、これから僅か二年後の明治二十四年に、これとは全く対照的な性質の事件が起きていた。第一高等中学校において、教師の内村鑑三が、前年に公布されて下賜された教育勅語に対して、他の教師生徒達がしたように、最敬礼をせずに軽いお辞儀ですませたことが大問題になった。一部の生徒と教師が騒ぎ出し、それに呼応して学外の一部の勢力が内村に対して、身の危険さえ感じさせるような激しい個人攻撃を行なった。この運動の圧力に押されるように、内村は実質的に免職となり、社会的に殆ど葬られる結果となってしまった。一方においては敬礼の程度が過ぎると叱責され、他方においては敬礼の程度が足りないと攻撃されたのである。福沢の松永に対する叱責は、『学問のすゝめ』などにおいて、因習や権威に盲従せずに独立で自由な精神を持つことの必要を説いていた彼の年来の持論が、具体的な出来事に触発されて表に現れたものであることは明白である。一方内村への攻撃は、批判や疑問の余地を許さずに、絶対的な拝跪と盲従を要求する教育勅語の意図と本質から生じたものである。従来から、『学問のすゝめ』と教育勅語の対照的な性質は注目されてきた。しかし、教育勅語が、まさに福沢の『学問のすゝめ』がもたらした自由な精神的雰囲気を、打破し撲滅する意図を持っていたことに関しては余り解明されてこなかった。

私はこの論文で、教育勅語の実質的な真の作者である井上毅という人間に焦点を当てることによって、どのようにして、福沢が『学問のすゝめ』などの著作によって日本の社会にもたらした自由な精神が、絶対的な権威を主張する教育勅語によって抑圧されるに至ったかを跡づけてみることにする。

一　明治十四年政変の意味

明治二十三年に発布された教育勅語は、公布された当時からすでに反動的なものであった。公布当時の一般的な各新聞の記事も、その内容に全面的に賛成して大歓迎という記事は、明らかな御用新聞[2]や熊本の紫溟会のような国粋主義団体の機関誌を除いては、ほとんどなかった。幕末の水戸学者会沢正志斎の『新論』と共通の言葉[3]を使い、忠孝などという封建道徳と国体の絶対性を説く教育勅語が、進歩的でも普遍的でもないのは明白であった。それ故に、水戸学者の内藤耻叟や、紫溟会のような水戸学を奉じる国粋主義者は、自分達の持論を国家が教育の理念として採用したものと大歓迎したのであった。[4]これは彼等の独りよがりの曲解ではない。政府も公認していたのである。[5]

この反動的な教育勅語は突然に現れたものではない。この当時すでに進行していた、教育の反動化の傾向から生じたものであった。その様な教育の反動化の起点となったものこそ、明治十四年の政変であった。教育における十四年政変の重要性を否定して、すでに明治十二年の宮中の元田永孚の「教学聖旨」に、教育の反動化の動きが始まっていたという説もある。しかしながら、その様な動きに対して伊藤の「教育議」[6]のような根強い抵抗が政府内にはあったのである。実際に全国の行政組織を支配して日本を統治しているのは政府である。

宮中の意向がどうあれ、最終的に方向を決定するのは政府の意志である。例えば、後年の伊藤の政府は、元田に動かされた天皇の強い反対の意向を押し切って、森有礼を文部省に入れて大臣とした。森文部大臣は、天皇の権威を笠に着て教育方針に干渉しようとする元田の試みを斥けた。決定的に重要なのは、政府の方針である。

天皇というより元田が主導する宮中の反動的方向と、政府の方針が一致した時にこそ、教育に重大な影響を及ぼすことが出来る。この明治十四年の政変の直後の時期や、明治二十二年の保守派の山県内閣の成立はその様な時であった。山県内閣は、元田や井上毅が主導した国粋主義派中心の大隈条約改正反対運動で黒田内閣が倒れた結果生まれたのである。この内閣故に教育勅語も可能になった。

明治十四年政変においては、政府内の反動化への反対者である伊藤が、政変をもたらした大隈陰謀の主謀者として福沢に強い反感を抱くようになった。福沢の悪影響を除くという口実で行われた教育の反動化に対して、強い反対は出来なかったであろう。そして、やがて伊藤は憲法調査のために海外に出て、政変後から強力に実行された教育の反動政策への関与は薄かった[7]。明治十二年の「教学聖旨」以来の宮中による教育の反動化の指向は、政変の結果の政府の一般的反動化と、伊藤の不在に乗じて、初めて効果的に実現されたのである。以上のような思想上の反動革命とも言うべき明治十四年政変と、その真の主役の井上毅については、今まで何度も拙稿[8]で論じて、さらには近刊の拙著『井上毅と福沢諭吉』（日本図書センター）において、今までの私の主張を集大成しているのでここでは繰り返すことはしない。

その様に、この政変を引き起こした井上毅の意図と目的を雄弁に示しているのが、政変直後に彼が三大臣に提出した「人心教導意見[9]」である。この文章を私は今まで何度も引用してきたが、繰り返し紹介し検討するに値する重要文書であると信じる。維新以来の文明化の動きを逆転させて、近代日本の思想教育の方向を定め、

教育勅語に帰結したこの文章は、いわば明治維新への反動革命宣言とも呼ぶべきものである。

この文書では、冒頭に政変後一応人心は沈静したが過激論の危険はまだ去らないと警告して、次のように述べている。

「今日ノ謀コトヲ為スハ、政令ニ在ラズシテ、風動ニ在リ、人口ヲ塞クニ在ラズシテ人心ヲ導クニ在リ、福沢諭吉ノ著書一タヒ出テ、天下ノ少年、靡然トシテ之ニ従フ、其脳漿ニ感シ、肺腑ニ浸スニ当テ、父其子ヲ制御スルコト能ハズ、兄其弟ヲ禁スルコト能ハズ、是レ豈布告号令ノ能ク挽回スル所ナランヤ、天下ノ人、方嚮ニ迷錯シ、顧テ問フ所ノ者僅ニ新聞ノ社説ト、一二著訳ノ書ニ過キザルノミ、今ノ時ニ当テ、姦雄ノ為ニ、人心ヲ牢絡スルノ計ヲ画スルハ、実ニ掌ニ運ラスカ如シ、政府ノ為ニ謀ルノ道、他ナシ、亦彼レノ為ル所ニ反スルノミ、其方法ノ詳ナル如何、一ニ曰、都鄙ノ新聞ヲ誘導ス、二ニ曰、士族ノ方嚮ヲ結フ、三ニ曰、中学併職工農業学校ヲ興ス、四ニ曰、漢学ヲ勧ム、五ニ曰、独乙学ヲ興ス」[10]

すなわち、福沢こそ過激思想の蔓延をもたらした元凶で、現在の危機を引き起こした「姦雄」と位置づけている。そして、徹底的な福沢思想の排除を主張しているのである。それは、単に今回の政治的危機の主役としてだけでなく、「福沢諭吉ノ著書一タヒ出テ、」と形容して、『学問のすゝめ』などの福沢の著書一般、すなわちその言論活動全般による影響力を、排除すべき敵として提示しているのである。すなわち、井上毅自身の福沢に対する敵意を、政府全体に共有させようとしている。そして、今後の政府の執るべき道は、「彼レノ為ル所ニ反スルノミ」、すなわち福沢と反対の方向を取ることであると主張している。

そのような「人心教導意見」において目標として表明された福沢の影響力排除の意図は、この意見書に提示された個々の具体的政策において如実に示されている。五つの政策案を提示しているのであるが、第一の新聞

誘導策も、第二の士族の指導政策も、間接的に福沢の影響力に対する対抗策である。そして、次の三項目は露骨に福沢の影響を排除することを直接の目的としている。それらは後にいずれも具体的政策として実現されたのである。

この私学抑圧、漢学復興、ドイツ学奨励の三政策を、井上毅はこの後も伊藤[11]や山県[12]に熱心に献策して実行を図った。この意見書が、実際的にどのようにして現実の政策に移されていったかを実証的に証明することは非常に困難であろう。それでも、明治二十年頃までには、全国各地に第一から第五までの高等中学校が創立されて、全国の士族の子弟が東京の慶應義塾に集まることはなくなった。さらに、私立学校に対する徴兵免除の剥奪などの私学抑圧政策により私立学校の人気は急落して、慶應義塾の地位と福沢の影響力は確実に低下した。さらに、この政変後から始まった漢学の復興に象徴される教育の反動化は、国体の尊厳を説き、忠孝の至高価値を説く教育勅語に結実して固定化された。そして、高等教育におけるドイツ語の優越は敗戦まで持続した。これらの教育政策における、それまでの開明的な政策を完全に逆転させる決定的な方向転換が、井上毅の「人心教導意見」に基づいたものであることは疑問の余地がない。そして、その根底には克服し撲滅すべき敵として、福沢の思想が存在したのである。

さらに、井上毅にはこの政変が維新以来の進歩的な文明化政策を根本的に逆転させる重大な転機であることを、十分に自覚していたことを示す文章が存在する。井上毅が自己の信じる反動的な思想を実現するために、その保守性故に全面的に信頼して依頼したと思える政治家は山県有朋である。人脈的には距離を保ったが、後の条約改正問題などでも、井上毅は常に山県を最も頼りにし、山県も井上毅の意見にはよく耳を傾けた。教育勅語も山県内閣の時に実現できたのである。

そのように信頼している山県に対して、井上毅がこの政変に関して彼にだけ[13]重要な秘密を打ち上げていると思える「世変論[14]」という文章がある。その冒頭では、維新以来の異常なほどの急激な開化の歩みを回顧して、最近になってその行き過ぎが明らかになり民間の政治論が狂暴化してきたので、政治家も漸く開化論に飽きてきたと観察して、「吾人ハ今原動已ニ終テ反動正ニ始マルノ際ニ位置」するとのべて、今がまさに維新以来の開化政策への反動が開始される時期であるとの状況判断を示している。

そして最近のロシアの歴史において、ロシアが急激な開化政策を実行した後に、後悔してまた急に保守政策に転じたので民衆の反感を買い、現在の社会危機の状態を招いたことを紹介している。そして、次のように述べている。

「蓋我国ノ現状情ハ魯国ト相似タルモノ多シ幸ニ老練ノ政治家アリテ超絶ノ智力ニ富ミ原動反動ノ為ニ支配セラレズ談笑シテ之ヲ麾キ機ニ投シ変ニ応ジ冥々ノ間ニ徐ロニ大勢ヲ挽回シテ以テ邦国永遠不易ノ基ヲ固クシ魯国ト其形ヲ同シクシテ其結果ヲ殊ニスルコトヲ冀望スルナリ」

すなわち、「魯国ト其形ヲ同シクシテ」、「其結果ヲ殊ニスル」とは、ロシアの反動政策そのものは見習って、しかし、社会的危機は招かぬようにとのことである。要するに、ロシアの轍を踏まぬように、急激な反動政策は避けて、外見は穏健な形を取って「冥々ノ間ニ徐ロニ」それと気づかせずに徐々に反動政策を進めて国の基本として定着すべきであると説いているのである。ロシアの反動政策そのものは見習うべきと好意を示し、その拙速だった実行方法を避けるべきであると論じている。

この反対派を刺激しないように、穏健な外観をとって人に気づかせないように徐々に反動政策を進める、「隠密の反動主義」とも言うべきものこそ、井上毅が一貫して進めた政治哲学であったように思われる。この

穏健な外観は、伊藤をはじめ開化主義の進歩派が主流を占める明治政府において、重要な地位を確保するための擬態に過ぎなかった。しかし、その擬態は驚くほどに巧妙であった。井上毅の残した文章の中には、一見きわめて穏健で進歩的と見える意見も多い。それ故に、伊藤は最後まで井上毅は自分と同じ開明派であると信頼していた。藩閥政府に強い敵意を抱いていた民権派の中江兆民や、民党時代の蘇峰が信用したのも、井上毅のその様な擬態に惑わされたのであろう。現代の研究者さえも、井上毅は、儒教的な価値観を残しつつも本質的に進歩的であったと考えている人が多い。

しかし、どのような言葉が残されていようとも、彼が生涯にわたってどのような政策を遂行し、どのような人物を信頼できる味方と考え盛り立てようとしたのか、どのような人物を打倒すべき敵と考えていたかによって、その人物の真の正体が現れるのである。彼の宮中における同志は教育勅語を共に起草した元田永孚[15]であった。政治家において真に信頼したのは伊藤ではなく山県[16]である。信頼できる手先として活用したのは佐々友房と故郷の熊本紫溟会であった。そして、井上毅にとって打倒すべき最大の敵は文明開化の象徴的人物である福沢諭吉であった。その様な井上毅の最大の業績である教育勅語に、その意志が貫徹していると見るのは当然であろう。

二　教育勅語成立と井上毅

教育勅語は、教育の世界においてだけではなく、日本の近代思想史においても、大きな影響を残した重要な主題である。その様に重大な問題なので、私は今それに関する本格的な論文を準備をしている。そこで、ここ

では教育勅語の成立に関して、主に海後宗臣[17]と稲田正次[18]の優れた実証的研究に依拠しながら、井上毅の役割に焦点を置いて、今まで余り注目されなかった問題点をいくつか指摘する程度にとどめる。

教育勅語発布の直接的な原因となったものは、各地方の知事の集まりである地方官会議における建議であった。天皇自身の発意ではなく、総理大臣や文部大臣の意向でもなく、官僚である地方官の意志こそが教育勅語実現の契機となったことは、この勅語を考える場合に非常に重要な事実である。明治二十三年の二月に開かれた地方官会議において、各知事から教育問題に関する不満が続出した。特に、現在の学校教育における徳育の扱いに関する非難[19]が集中して、政府に建議を提出すべきであるということで会議の意見がまとまった。そして、一片の建議では実効が得られないとして、文部大臣と総理大臣に面会して直接訴えるべきであるとまで主張がエスカレートした。

さらには、この会議の節目節目で重要な発言をして、会議の全体の方向をまとめる重要な役割を果たした福岡県知事の安場保和は、学芸技能を先にして徳育を後にした明治初年以来の教育を改革する要ありとし、これには先ず根源たる大学等の教育方針を正し、これを標準として師範学校において人物を養成して教師たらしめよと述べ、宮内大臣にも面陳し大英断をもって実施せらるるよう懇願すべきであると主張した。富岡熊本県知事は、これに直ちに同意して、「尋常手段ヲ以テ挽回ハ到底望ムヘカラス故ニ陛下直轄御親裁ヲモ望ム所ナリ」と述べ、安場も「陸海軍ノ如キハ総テ親裁ニ出ルヲ以テ教育ノ如キモ是ト等シクセラレンコトヲ望ム[20]」と、軍隊と同じように教育も天皇の親裁とすべしと論じた。すなわち、軍人勅諭と同じようなものを教育にも求めたのである。

そこで地方官会議では「徳育涵養ノ義ニ付建議」を制作して、知事全員が出頭してこの建議を政府に提出す

ることを決定した。この建議の作成においても、知事全員が出頭するという決定においても安場が主導的な役割を果たしていた。

その建議の内容は次のようなものである。「普通教育ノ要ハ主トシテ国民タルノ徳性ヲ涵養シ普通ノ智識芸術ヲ修メシムルニ在」るのに、現行の学制では知育を主として徳育の一点においては全く欠けている。そのために、小学校に進んだ子弟は、その知識を誇り父兄を軽蔑し「軽躁浮薄ノ風」に長じ、高等小学校を卒業すれば父祖の業に就かず官吏や政治家に志し、中学に進めば校則に違犯し教師に反抗し紛争を引き起こし退校になり政治に奔走する者もいる。教師の責任もあるが学制の結果であり、このまま情勢が進めば実業を重んじず浅薄な学問知識を尊ぶ風を生じて、「長上ヲ凌キ社会ノ秩序ヲ紊乱シ終ニ国家ヲ危クスルニ至ラントス」これは知育一方のみに進み徳育をおろそかにした結果である。[21]

さらに教える側についても次のように論じている。小学校の教員たる師範学校出身の訓導もまたも同様に軽躁浮薄の風に染まっていると指摘して、現在の師範学校教育も知育一方で倫理学の学科はあっても、全く不十分だから軽躁浮薄の風を生じるのであると主張している。このようなことは当局者においても気づいていると思われるのに、徳育の主義を定めるのに躊躇している。しかし我国には我国固有の倫理があるのだから、我国の徳育の主義はその固有の倫理に基づき一定すべきである。そして、師範学校より小中学校に至るまで、その主義に基づく教科書を選定して、倫理修身の学科の時間を増加して教育し、徳育を興し今日の頽勢を挽回すべきであると提唱している。[22]

以上のような建議の現状認識は稲田正次も述べている[23]ように、明治十二年の元田永孚の「教学聖旨」の内容に酷似している。さらには、その提唱した対策は教育勅語によって実現した教育内容と殆ど同一である。地方

官達は求めていたものを得たのである。

しかしながら、地方官達の建議が直ちに教育勅語に結実したのではない。その間に曲折があった。知事一同と会見した榎本文部大臣は、徳育の方針がまだ一定していないではないかとの地方官の批判に対しても、それは当たらずとし、憲法が宗教の自由をみとめているのであるから、特定の宗教によって徳育の方法を定めることはできない、などと消極的な態度を見せていた[24]。山県有朋総理大臣はそのような榎本を更迭して、芳川顕正を新たに文部大臣に任命した。芳川はその間の事情を次のように述べている。

「……総理大臣大ニ之ヲ患ヒ乃チ諸ヲ天皇陛下ニ奏ス陛下諸大臣ヲ内閣ニ会シ其察ル所ヲ陳セシム諸大臣議シテ曰人生ノ教育尤モ幼童ヲ急ニス宜ク一部ノ箴言ヲ編シテ之レヲ幼童ニ授ケ夙夜誦読シテ其心ニ記セシムヘシト議決ス乃チ文部大臣ニ草案ヲ擬セシメ以テ献セシム時ニ榎本武揚子文部大臣タリ……」[25]。

地方官会議の要求の結果、山県が天皇に奏請して天皇親臨の閣議において徳育の問題が議論された結果、徳教の基礎となるべき要領の勅諭、すなわち教育上の箴言、を起草するように文部大臣に勅命があったのである。その目的は教育上の箴言を作り、これを頒布して生徒に読ませ記憶させることにあったのである。決して教育の方向を一定すべき勅語の起草を天皇が命じたのではない。芳川の二年後の回想や、当時の公文書によっても明白である。

それ故山県や芳川は天皇の指示通りに、『西国立志編』などの訳書もある著名な学者であった中村正直に草案起草を依嘱したのであった。芳川は五月十二日の文部大臣就任後、早々に中村への起草を依頼し、一月ほどで一応形が整い、それを山県に送り、山県がそれに対する意見を井上毅に求めたと思われる。それに対する返書が、中村草案を徹底的に批判して、勅語がどうあるべきかと論じた井上毅の六月二十日付の有名な書簡であ

る。それと同時に殆ど完成稿とも言えるような勅語の草案を井上毅が提出しているので、海後は、山県は井上毅に中村草案への意見を求めると共に、起草を依頼したのだろうと推測しているが、[26]証拠は存在しない。むしろ以前から用意していたとみるべきである。その書簡の書き出しは以下の通りである。

「被仰付候教育主義之件ニ付遅延之罪恐縮奉存候実ニ此事ニ付而は非常の困難を感し候て両三日来苦心仕候其故ハ

第一此勅語ハ他之普通之政事上の勅語と同様一例なるべからず天生シ聰明ヲ為ニ之君一為ニ之師一とは支那之旧説なれとも今日之立憲政体之主義に従へハ君主ハ臣民之良心之自由ニ干渉せず　英国露国ニて宗旨上国教主義を存し君主自ら教主を兼ぬるハ格別　今勅諭を発して教育之方嚮を示さるるは政事上之命令と区別して社会上之君主の著作公告として看ざるべからず」

そして、それに続けて、陸軍における軍令と同一にすべきでない、宗教の争いを引き起こすから敬天尊神の言葉は避けるべき、幽遠深微な哲学上の理論を避けるべき、政治上の臭みを避けるべき、漢学の口吻も洋学の調子も出すべきでない、消極的な訓戒の語を出すべきでなく「君主の訓戒ハ汪々として大海の水の如く」なるべき、一つの宗派を喜ばせ他を怒らせるべきでない、などと井上毅の考える勅語の条件を列挙している。そして結論として、文部省の立案はその体をなしていないと、中村草案を全面的に否定して、教育勅語となる自分の草案を提出しているのである。[27]

この書簡は教育勅語に関して論じる人間が必ず引用する文章である。教育勅語を実際に起草した井上毅が、ここで列挙した条件に従って教育勅語を作成したことを全く自明の前提としている。それ故にその完成物たる教育勅語も、この条件から解釈されることになったのである。しかし、井上毅という人物[28]の言うことをそれほ

ど無批判に信じていいのだろうか。この書簡の隠された目的を考える必要がある。それは、政府から正式に依嘱された、学識人間性とも評価が高い真の有資格者である中村正直による草案を徹底的に否定して、法制局長官でその職分ではない自分の草案を採用させることである。これは、一種のためにする文章であり、井上毅は自分自身が信じてもいず、守るつもりもなかった条件を、ただ中村草案を否定するために持ち出したと解釈すべきではないのか。

教育勅語は、宗教の争いを引き起こさなかったのか。教育勅語はある一派を喜ばせたのではないのか。教育勅語の説く忠孝の徳は漢学の口吻ではないのか。このような誰の目にも明らかな、この書簡における井上毅の言葉と実際の勅語の間の矛盾に関して、殆どの研究者が気がついた様子もなく、追求することもしないのは驚くほどである。その様な矛盾において、最も甚だしいものが、山県宛の書簡の冒頭において述べた、「今日之立憲政体之主義に従へハ君主ハ臣民之良心之自由ニ干渉せず」という建前と、実際の教育勅語が国民の良心に干渉する最大の武器となった現実であろう。さすがに稲田正次は、その間の矛盾を次のように指摘している。[29]

「前にも述べた通り、井上毅は初稿を山県へ提出するに当り、書翰をもって天聡明を生じこれを君となし師となすとの東洋の旧説に反対し、立憲政体の主義によれば君主は臣民の良心の自由に干渉すべきではないと主張したけれども、彼が起草した草案そのものは、むろん天皇が徳教の基本について臣民に命令を発することを認めたもので、君主の命をもって臣民の良心の自由に干渉するという内容のものであったことはいうまでもない。」

後になって、教育勅語が完成してのその下付の方法について論じた元田宛の書簡において井上毅は、この勅語は「君主ハ億兆之師表タル位置ニ依りて発布せらるへきものなり」と断言している。[30] 芳川文部大臣の名前で

出された、井上毅が起草した各学校における奉体の方法を定めた訓示も、後の拝礼の儀式につながるような宗教的なもので、社会上の君主の著作にするなどという意図は少しも見られない。教育勅語は、その実際のあり方について考察すべきもので、その著者の井上毅の心にもない建前などは重視すべきではない。ただし、勅語から政治家の影響の陰を出来るだけ消去しようとする強い意図は、当初から一貫しており、勅語に実現されたが、それには別の思惑があった。勅語を天皇自身の言葉として絶対化しようとしたのである。

井上毅は当初からこの書簡で表明した条件を信じてもいなかったし、実現する気持ちもなかった。直接の目的は、あらゆる口実を使い中村草案を廃棄させ自分の草案を採用させることにあった。このような欺瞞的手段によって、自己の草案を採用させることに成功した井上毅は、それ以後全く自分一人で勅語を完成させることになる。元田の役割は、二・三の語句の修正に止まったし、名目的な責任者の文部大臣の芳川は、勅語の内容から、各学校における奉体の方法に関する文部省の訓示に至るまで、完全に井上毅に依存していた。[31]

ここで特に注目したいのは、地方官会議における会議における議論と井上毅の関係である。知事達が求めていたのは、現在日本の道徳が乱れているのは教育における徳育が不足しているからで、我が国固有の倫理に基づいて徳育を一定すべきであり、それは天皇の親裁によるというものであった。しかし、その地方官の要求を受けた、政府内の協議の結果は、徳育に関する箴言を編纂するというものであった。それ故に、芳川はその線に沿って中村正直に依頼したのである。

ところが、井上毅は中村草案を否定する六月二十日の書簡において、「今勅諭を発して教育之方嚮を示さるるは」と言いだしたのである。さらには二十五日の山県宛の書簡でも、改めて中村草案を否定して、「奉謹啓候教育勅語之件ニ付猶再応熟考仕候処到底不可然事と確信奉存候」と言っている。それまでは、政府の誰もが

「徳育上の箴言」と言っていたのに、井上毅だけが唐突に「教育勅語」と言い出したのである。そして、その意図される内容は明らかに地方官達が要求していたものと同一であった。一度は消えた構想のこの奇妙な復活劇は、地方官達と井上毅の間の密接な連絡の存在を示唆するものである。

稲田正次も地方官達の要求が、余りにも元田永孚の持論に似ているので、地方官会議の実質的な指導者であった安場保和と、同郷であり親交も深かった元田永孚の間の連絡の存在を想定している。[32] しかしながら、同じく安場と同郷であった井上毅との連絡の可能性の方が遥かに大きい。安場と井上毅の間の同盟関係を実証する史料は余りないが、明治十四年政変以来、対外硬運動に至るまで、安場は井上毅の主導する運動において常に重要な役割を果たしていた。さらに、十四年政変における中正党の結成に見られるように、自分は表に出ずに官僚を組織して運動させるのは、井上毅の得意の政治戦術であった。[33]

第一に、それまでも教育問題に関しては不満を持っていたという知事達が、何故この時期になって組織的な運動を始めたのか理由を探る必要がある。それは、明らかに前年末に成立した、保守的な山県有朋を首相とする政府の存在が原因であると思われる。さらに、山県は以前から、教育の方面においても軍人勅諭のようなものが必要であるというのが持論であった。[34] このような首相が登場したことは、教育を保守的な方向に一定させる勅語を出す絶好の機会であった。そして、山県がその様な意見を持っているということを知っていたのは、その問題について山県と同意見で夜遅くまで語り合ったという井上毅[35]以外存在しないのである。地方官会議における、議論や建議も陰から井上毅が操っていた可能性が非常に大きい。それ故に、地方官達は、望んだことが完全に実現されたのである。

内容がどうあれ、井上毅には中村草案を是認する意図などなかった。中村は当然の事ながら、徳育上の箴言

となるような文章を作ったのである。それを、教育の方向を一定する勅語の条件に満たないなどと批判することは、的はずれで不公正な攻撃である。それでも、山県も芳川も、井上毅の自説を言い募る迫力に圧倒されて、少しも疑問を持つこともなく、井上毅の意見に盲従して中村草案を廃棄して、井上毅の草案を採用することになった。井上毅の相手を完全に自己の意見に同調させる、洗脳のような恐るべき説得力は、十四年政変においても、条約改正問題でも発揮された。

しかし、問題なのは、現代の研究者までが、井上毅の意見を無批判に受け容れて、中村草案を欠点だらけの価値のない文章のように扱い、結果として、その対案として出された教育勅語を、中村草案の欠点を克服した優れた文章のように評価することである。私は、今では全く忘れられた中村草案[36]というものは、それ自身価値があるし、それに取って代わった教育勅語の性質を明らかにする点においても重要な意義があると思う。詳しい比較対照は、今計画中の論文に任せるが、ここでは最後に、道徳を向上させるという観点から、この二つの文章の簡単な比較を試みることにする。

中村草案と教育勅語を道徳の文章として比較すれば、議論の余地なく中村草案の方が優れていると断言できる。なぜなら、中村草案は、どれほど異論や批判の余地があろうとも、中村正直という学識人格とも優れた人間が、道徳とは何か、日本人の道徳を向上させるには如何にすべきかについて、真剣に考察した文章である。むろん不朽の文章というものではない。しかし、道徳の基礎を個人の内面の良心に求め、忠孝の強調などに時代的な制約はあるが、現在読んでも少しも古びていない道徳に関する議論であり、外国語に訳して外国人に読ませても少しも恥ずかしくない普遍性がある。

一方、教育勅語は道徳に関する文章ではない。皇祖皇宗という神格的存在が国体というものを基礎にした徳

目を、上から天下り的に臣民に与えた神の言葉に過ぎない。これは道徳に関する箴言ではないし、道徳的な文章でもない。天皇が皇祖皇宗の言葉を伝える一種の神勅であり、拝跪と服従を求める国教の聖典にこそふさわしい文章である。中間の徳目の列挙は道徳ではないし、前後の道徳の基礎付けは、現代の日本人にも、外国人にも、少しも説得力を持たず奇異な感じを与えるだけである。それは、教育勅語の国体主義の基礎の水戸学[37]というものが、幕末という対外危機の時代に生まれた、儒教に神道の教義を混入させた特殊で偏狭な思想[38]に過ぎないからである。

教育勅語の国体主義教育の成果を最もよく示している典型的な例が、安達謙蔵である。教育勅語が発布された時に自分達の主義が国家に公認されたと大歓迎した熊本紫溟会の学校の済々黌は、当然以前から教育勅語と同じ水戸学を基礎とした国体主義教育をしていた。その卒業生の代表的な存在の安達謙蔵は、新聞発行のために住んでいた朝鮮において、対外硬運動の仲間であった三浦梧楼公使の誘いに乗って、勇んで大部分が紫溟会の人間である部下を引き連れて、閔妃虐殺に参加した。彼のこのような行為は、日本の法律にも国際法にも反し、さらには無力な女性を多人数で虐殺するという、根本的に人道に反するものであった。けれども、日本人のみに向けられ忠孝を至上価値とする教育勅語では、このような行為も明確に否定できない。主観的には、安達は日本の為にならない閔妃を除去することで、天皇と国に忠であったのであり、三浦のような朋友を信じ、義勇公に奉じたのであった。天皇のために全てを捧げよ国のためなら何でも許されると説く国体主義教育では、讃えるべき手本にさえなり得る。事実、安達は少しも良心の呵責など感じずに、むしろ誇らしげである。

このような大義名分の前には全てが許されると考え、少しも良心の存在が感じられない人間を育て、このような人間が社会の表面を大手を振って歩くようになったことを、教育勅語教育の結果としても誤りではないだ

ろう。井上毅があれほど激しく批判した中村草案の道徳は、普遍的な良心を基礎に置いていたから、安達のような行為を許容する余地はない。教育勅語の教育の定着により国体主義思想が主流となるにつれて、軍人を始め多くの日本人が、安達のように信じて、安達のように振る舞う[39]ようになった。けれども、大義のためには道徳など無視することが許されると考えていたのは、実は井上毅その人であった[40]。

以上に見てきたように、井上毅は教育勅語の最初の原因となった地方官会議の段階からかかわっていた可能性が強く、地方官会議の結果の中村草案を完全に否定して自分の草案を採用させてからは、勅語の内容から、その学校における奉体の方法までを、殆ど彼一人で決定したのである。憲法を始め、彼が起草にかかわった法令、勅語の類は多いが、教育勅語こそ彼一人の作品と言ってもよい文書であった。天皇の役割は、終始受け身の消極的なものであり、教育勅語に天皇の言葉は一言も含まれてはいない。

その様に教育勅語という経典と儀式の作者であった井上毅は、その権威を確立するためにも主役を演じたと私は考えている。教育勅語が公布されて、全国の公立学校に下賜されて、それに対する厳粛な拝礼の儀式も制定された。しかし、それだけでは通り一遍の表面的な学校行事に終わる可能性もあった。教育勅語が人民を畏怖させ、その精神を萎縮させるような絶対的な権威を確立したのは、発布直後に起きた内村鑑三不敬事件や久米邦武事件などの社会を震撼させた騒動の結果である。これは人々をひれ伏せさせる天罰の役割を果たした。

教育勅語の宸署のなされた謄本が、内村鑑三が嘱託教員として勤務していた第一高等中学校へ下付された。同校では明治二十四年一月九日にその奉読式を実施したが、その際に内村が他の教師や生徒のしたように最敬礼をせずに、軽いお辞儀ですませたことを、一部の生徒や教員が不敬であると騒ぎだし、さらには特定の勢力の新聞雑誌が一斉に攻撃に乗り出した[41]。内村は苦境に陥り、事件後一ヵ月も経ない同年二月三日に病気を理由

に同校を依願退職した。実質的には罷免であり、内村は社会的に葬られた。さらには、内村のために活動した友人の教授木村駿吉も同じく罷免された。内村の罷免も不当なものであったが、木村の免職はより不正なものであった。内村にはとにかく原因となる行為があったが、木村は友人内村の擁護のために活動したという以外に何の落度もなかった。駿吉は福沢と親密な木村芥舟の二男であった。井上毅の側の人間が福沢の側の人間を迫害するという教育勅語体制を象徴している。

この事件は、教育勅語に不敬と解釈される行為のあった人間は、法律も正当な手続きを無視して処罰されて、社会的に葬られるという前例を作った。さらに、何の罪もない木村の免職は、その様な非国民を擁護するような人間も同罪で、同様な目に遭うという勅語の権威確立のための格好の見せしめになった[42]。この内村事件は、教育勅語というものが、信教の自由を明記した憲法や、国民の諸権利を保障した法律の上にあることを明白にして、絶対的な権威を確立した画期的事件であった。

この事件は決して偶発事件などではない。むしろ用意されていたものとさえ言えるかも知れない。教育勅語発布直後の十一月三日の第一高等中学の天長節祝賀式で勅語を朗読した木下校長は次のように述べていた。「抑も此勅語は我国教育の基礎学制の大本にして決して学理学説と同一視すべきものにあらず若し之に違ふものはこれを我国民といふべからず万一本校職員或は生徒にして之に違へる行為あるときは校長素より寸毫も之を仮借せざるべし又校長自らに於ても之に違ひ若しくは之に違へる行為ある人を仮借する等の事あれば職員並びに生徒は充分これを責むべし[43]」。教育勅語を絶対的な教えであると強調して、これに反するようなものは非国民であるとして、その様な行為は自分は仮借しないと断言して、職員や生徒にも同様な心構えを求めている。まるで内村事件を予想しているような言葉である。学校における校長の権限の大きさから考えて、五人ずつ並

べて礼拝させるという、思想的踏み絵のような教育勅語の拝礼の儀式を考案したのも、内村と木村の処分を決定したのも木下以外にあり得ない。そのことは、教育勅語に関するこの木下自身の言葉からも明白である。この木下広次は井上毅の義弟なのである。前任者の紫溟会の古荘嘉門や彼の校長就任には、井上毅との関係がものをいったと思われる教育勅語の制作者である井上毅と木下の間に何らかの連携があったと考えるのが自然である。

翌明治二十五年の久米邦武事件も、全く同種の事件であった。久米の論文「神道は祭天の古俗」が、一部の保守勢力により問題視されて、久米が非難攻撃の的になり、最終的には非職を命じられた事件であった。久米は学問の最高権威であった帝国大学から追放されて、学者として重大な打撃を受けた。すでに、多くの人が指摘しているように、「神道は祭天の古俗」論文は口実にすぎず、久米や彼の属していた史誌編纂掛の重野安繹などは、そのタブーに勇敢に挑む自由な研究で保守派の強い反感を買っていた。しかし、久米を攻撃した者達が教育勅語を根拠にしたように、教育勅語の出現によって、初めてこれら反動派は進歩派攻撃の錦の御旗を得たのである。この事件の歴史学への影響は明瞭であった。久米や修史局の同僚の重野安繹などによる事件以前の、専門の枠をはみ出した自由で闊達な議論は影を潜め、安全で実証的な生彩のない専門家向けの論文が大部分になった。

この事件における井上毅の関与はより明白である。井上毅が文部大臣に就任して第一に行った仕事が、史誌編纂掛を潰すことであった。彼自身が、その前身の修史局以来の国体をわきまえぬ勝手な学風の故に「打チ破ツタ」のだと明言している。[44] 当然その代表的学者としての久米に対する強い反感があり、その追放が破壊の第一歩であった。

歴史学界に、福沢に比定される存在があったとしたら、それは久米邦武であろう。事件以前の、久米の議論は啓蒙期の福沢を思わせるタブーを恐れぬ自由闊達なものであった。それ故、久米への攻撃に参加し事件後は久米の後任の帝大教授となった水戸学者の栗田寛は福沢と久米を名指しして「不敬無礼、忌憚なきの甚しき者あるに至る、余也憤慨の余、ますます国史の学を興すの必要を感ぜり」[45]と述べて、福沢と久米を同一視して強い敵意を示していた。久米事件とは、福沢が切り開いた自由な学問研究の雰囲気を、教育勅語によって破壊したものであることを如実に示している。

教育勅語の登場によって、日本における本格的な思想言論の弾圧が始まった。それ以前の新聞の弾圧のような、法律による外面的取締りとは類を異にする。教育勅語への敬礼の程度のような、人間の内面の良心の問題に国家権力が介入するようになった。換言すれば、教育勅語とはまさに日本人の思想と学問を、国家が規制する道具として作られたのである。その様な国家の内面支配に対する原理的反対者は個人の独立と自由を唱える福沢諭吉である。福沢が晩年に力を入れた修身要領普及運動は、教育勅語に対抗する意図を秘めていた。井上毅が作った教育勅語が福沢を主要な敵とするのは当然であった。

三　井上毅対福沢諭吉

井上毅の作文である教育勅語は、戦前の日本の教育における絶対的な理念となった。その結果として井上毅の思想と理想が日本の公教育を通して実現されることになった。井上毅の教育勅語実現の隠された真の動機は、福沢の思想を駆除するということであった。その様に敵意の対象となった福沢も、自分の思想と理想を日本に

広めたいという強い希望を持っていた。この点をめぐって、井上毅と福沢の対決があったことになる。この章では、その様な相対立する理念によって支えられた日本の公立学校と、日本でただ一カ所、福沢の理念に従って教育が行われた慶應義塾における教育では、どのような相違が生じたのか、さらにはそれが最終的にはどのような結果になったのかを見ていくことにする。

双方における最も目に見える相違は当然ながら、一方には教育勅語がいわば学校教育の中心として置かれているのに、慶應義塾では昭和十年代に導入されるまでは、全く排除されていたということである。全ての公立学校においては教育勅語と御真影が最も貴重なものとして、奉安殿に厳重に保管されて、節目となる式日には宗教のような厳粛な奉読式が行われ、生徒は強い緊張の中で最敬礼を強いられた。このような制度によって養われるものは、タブーとされるものを恐れ敬う精神、権威に対して無条件に頭を下げて服従する習慣と、その様な皆が行う行動に従わない人間に対する非寛容な態度である。

その様なものを全く知らなかった慶應義塾の学生や卒業生の気風には、他の公立学校出身者とは明白に認められる相違があった。その様な相違の故にこそ、慶應義塾は自由主義や個人主義の巣窟として、軍部などの右翼勢力の敵意の的となった。慶應義塾が意図的に思想としての自由主義の教育に努めた形跡はない。単に創立者の福沢を崇拝して福沢精神の継承に努めたことが、個人の独立と自由を尊重する独特の個人主義の空気を育んだのである。

タブーを押し立て権威を笠に着て、目下の者に空威張りし虐待するという旧軍隊に顕著に現れた日本社会の性格は、戦前の公立学校などにおいても一般的であった。その様な雰囲気と最も遠いのが慶應義塾であり、その卒業生には個々の性格や主義の相違にもかかわらず、自由で寛容な気風が一般に認められた[46]。長上への服従

を強調する教育勅語の教育と個人の独立自由を説く福沢の理念の相違が、その大きな差異を生んだ原因であったと想定しても誤りではないだろう。

冒頭に紹介した松永の福沢像が、例外的に本質をとらえているのは偶然ではない。松永は、ある意味では福沢の理想の真の継承者である。松永は彼独特の荒々しい形で福沢の思想の真髄を会得していたように見える。松永にとって福沢の思想の本質は何よりも独立と自由の教えであった。そして松永はその様な福沢を崇拝し、その理想を心から信じていた。彼の手放しの自由と独立の賞揚は、啓蒙期の福沢を思わせるものであった。そして、そのような独立と自由の基礎となるものとしての自由な経済競争の価値への確信も、福沢の信念を受け継いでいる。彼は戦前に官僚主導の電力国家管理に徹底的に抵抗し、戦後には公益性と企業の独立を両立させた優れた電力体制を築き上げた。（参考、橘川武郎『松永安左ェ門』ミネルヴァ書房　二〇〇四年）

その様な自由と独立の理想への単純だが強い信念[47]が、彼の文章に並の学者にも及ばないような歴史的洞察力を与えていた。終戦直後には、戦前への反動として社会主義の人気が高まり、その祖国としてのソ連とその指導者のスターリンに対する崇拝の雰囲気が一般的であった。そのような空気の中で彼は、スターリンはナポレオンと変ることのない独裁者で、国民の自由を奪う弾圧、警察政治であると断言していた[48]。そして共産帝国主義は、それ自体に崩壊の要因を持っているとも予言していた。

松永は個人の独立自由の不在こそ近代日本の堕落の根本原因と考えて、近代史を次のように見ていた[49]。本来、攘夷的島国根性が深く根を下ろしていた日本は、維新の革命と西洋文明の輸入により目覚めたその自治性、個人性は日清役前後からは逆転して八紘一宇とか、わが国のみが神国であり皇恩を隣邦に布くとか思い上がった思想が確定され、大馬鹿ものに成り下がった。そして、小中学校の倫理教育などで養われた神権天皇制の観念

は、うちにおいて国民の自主制を伸展せしめず、外において国際正義を破るも国境の拡大、利権の獲得を国家第一主義の思想において、その大きな誤りを犯し、敗戦と共に二千年の輝やかしき歴史ある国家民族に拭うべからざる恥辱と困窮とを結果せしめた。

この論文の冒頭に紹介した福沢と松永の最初の出会いは、前に述べたように福沢の近代日本の文明開化において果たした役割と魅力を、一つの逸話として凝縮した形で示しているのである。学校というものはある意味では、社会の縮図である。生徒達はそこで社会における規則や仕組みを学び、実生活への準備をするのである。松永が常識として知っていた学校とは、偉そうな先生が集まり偉そうに振舞い、生徒には色々とお辞儀をさせる所であった。これは、まだ江戸時代の封建的身分制の名残を色濃くとどめていた社会の縮図でもあった。

何世紀にもわたるその様な習慣は簡単に消滅するはずがなく、明治になっても平民の官員様に対する態度に典型的に見られるように、目下の者が目上の者にぺこぺこお辞儀をするような気風が残っていた。その様な階層社会の風潮が学校内部にも反映して、教師は校長に敬礼し、生徒は教師にお辞儀し、上級生は下級生に威張っていたのであった。

福沢が破壊しようとしたのは、その様な旧時代の名残の卑屈な精神的習慣であった。生徒が教師にお辞儀をするのを禁じるくらいであるから、慶應義塾には生徒同士の間において上下の区別などはなかった[50]。福沢がお辞儀を嫌ったのは、「漫に人の前に平身低頭して恐入るが如くするは、分限の外に逸して身の重きを忘るゝのみならず、此種の人に限り、自分の目上と思ふ者に対して丁寧なると同時に、以下に向ては必ず横風に構へ、謂れもなき事に人を叱り散らして無礼を咎むるなど、見苦しき挙動するもの多し[51]」と、その卑屈な習慣が同時に醜い空威張りの精神を生むことをよく知っていたからであった。

このような教育の場は明るくのびのびしているが、無条件に教師を敬うことなく、目上の者にも容易に従わないような生意気な生徒が生まれるのは見やすい道理である。しかし、独立自由の精神というのは、そのような生意気さからこそ生じる。慶應義塾にあっては生徒は一般に生意気であり、松永はその代表的存在であった。彼の同窓生は、口をそろえて彼の在校時の生意気さを証言している。しかし、福沢はそれを押さえつけることなく彼を愛していた。一方、教学聖旨の元田や、「人心教導意見」の井上毅、教育勅語を要求した地方官達が最も恐れ警戒した[52]のが、長上の権威に畏れ入り服従することのない生意気な若者を生み出すような空気であった。

重要なことは、福沢はその様な独立自由な精神を養う気風を、慶應義塾の内部に育てるだけで満足していたことでは決してないことである。福沢は、その様な気風が全国に広まることを強く願っていた。『学問のすゝめ』はその様な彼の志望が、最も直接に表れている文章である。学問のすすめというよりは、独立のすすめと題した方がふさわしいような内容で、旧時代の権威やタブーとされるものを楠公権助論のような偶像破壊的な精神で攻撃して、日本の青少年達にそれらの権威に畏れ入ることなく、背筋を伸ばして視野を広げ自分で考えて、独立の精神を養うことを強く訴えるものであった。明治になっても長年の習慣から、権威や長上のものに対して頭を下げるのが第二の天性となり、背筋が曲りがちな日本の若者の背中をポンとたたいて、その様なことはする必要がないし、すべきではないと励ましているような、人を啓発し人を解放する文章[53]であった。

最終的な結果としては、福沢のこの独立自由な精神を全国に広めようという希望は実現せずに、慶應義塾の枠の外を殆ど越えることはなかった。それには明治十四年政変後の、井上毅の人心教育意見に基づく、まさに福沢のその様な思想を標的とした、最終的に教育勅語に帰結した政府が全力を挙げて進めた教育の反動化の結

果であった。一人の思想家が、政府の意志と力に抗して出来ることには限界がある。教育勅語は、福沢が伸ばした青少年の背筋を上から押し曲げた。福沢が広げた青少年の知的視野を、国体という鋳型に押し込めた。まことに教育勅語は、「彼レノ為ル所ニ反」[54]したのである。

松永は前に紹介したように、日本近代史を回顧して、福沢に象徴される自由で明るい明治初期の社会の雰囲気が、敗戦につながる暗い嫌な方向に転じたのは日清戦争前後の頃であると述べている。それは、まさに明治二十三年の教育勅語、翌年の内村事件と次の年の久米邦武事件が起きた時期であった。それは国体という言葉がタブーとなり、自由な思想や学問を威嚇し萎縮させ始めた時代であった。大正デモクラシーの時代にもこのタブーには手を触れることが出来なかったので生き残り、昭和期になって国体明徴運動を通して「国体の本義」という形で絶対性を確立し、自由な思想を圧殺し日本の国を亡ぼした。それらの国体主義思想の思想的根拠は、明らかに教育勅語である。[55] 教育勅語こそ、福沢に象徴される自由で開かれた日本を、閉ざされて偏狭なものに変える決定的な役割を果たしたのであり、それは勅語の作者の井上毅の意図でもあったのである。

注

(1) 『松永安左エ門著作集』第一巻、五月書房、一一～一三頁。

(2) 朝日新聞、日本、東京日日新聞、雑誌の教育報知などであった。その内容は、副署がない異例の勅語に関して、政府の真意を測りかねて及び腰の評論をしていた他の新聞と異なり、確信を持って教育勅語の意図するものを解説し、それが天皇自身の言葉であることを強調して絶対的な服従の必要を説いて、自由な議論が起きるのを前もって阻止することを意図するような内容であった。起草者である井上毅の強い影響を受けてか、あるいは井上毅自身の筆によるものと推定されるものであった。

（3）津田左右吉は、掲げる道徳は儒教的であるものの、皇祖皇宗の遺訓とするなど、言葉や思想における様々な共通性を指摘して、教育勅語が水戸学の会沢正志斎の「新論」の系統であることを明確に主張している。（津田左右吉『文学に現はれたる国民思想の研究』第五巻、岩波書店、一九六五年、四四〇頁）。

（4）教育ノ勅語一ヒ出テ、学会ノ方針トスル所始メテ雲霧ヲ披ヒテ青天ヲ見ルノ運ニ会セリ是レヨリ天下教育ノ方針一変シテ勅語ノ主旨ニ向ヒ学会ノ執ル所ハ殆ド順風ニ帆ヲ揚ルカ如シ（佐々博雄「教育勅語成立期における在野思想の一考察」『人文学会紀要二〇』、国士舘大学、三七頁）。熊本紫溟会は、紫溟学会、熊本国権党と名前を変えたが、この論文では紫溟会で統一する。

（5）天皇が教育勅語発布直前の十月二十六日に茨城県に行幸して、水戸学の学者の藤田幽谷や会沢正志斎等の遺族へ祭祀料を賜った（『明治天皇紀第七』、吉川弘文館、一九七二年、六六九頁）のは、教育勅語が水戸学の思想に基づいたものであることを政府が実質上認めたものである。

（6）一般には、「教育議」の起草者が井上毅であったので、「教学聖旨」との対立を元田と井上毅の対立ととらえることが多い。しかし、井上毅はあくまで上司の伊藤博文の意見をそのまま文章にしたに過ぎない。「教育議」の真の筆者は伊藤であると考えるべきである。森有礼の起用などをめぐって、後に至るまで一貫して元田と対立したのは伊藤である。井上毅は、明治十四年政変の頃にすでに元田と接近し同盟関係にあった。「人心教導意見」などで教育の反動化を進め、最終的には教育勅語によって、「教学聖旨」における元田の持論である国教の樹立を実現させたのは井上毅なのである。

（7）後年、政変後の教育政策の反動化を批判してやまない福沢に対して、伊藤ないしその周辺の人物は次のように弁解していたらしい。「聞く所に據れば、儒教主義復活の騒動は恰も伊藤の洋行中に起りたる事実にして、当人は毫も与り知らずとの弁解もあるよし」（『福沢諭吉全集第十六巻』、岩波書店、六四七頁）。

（8）拙稿、「井上毅と福沢諭吉―明治十四年政変再考」（『論集近代日本研究十六』、山川出版社、一九九六年）。同「明

治十四年の政変と『保古飛呂比』」（『近代日本研究一六』、慶應義塾福沢研究センター、一九九九年）。

（9）『井上毅伝史料篇第一』（国学院大学図書館、一九八六年、二四八～二五一頁）。

（10）同前、二四九頁。

（11）「伊藤参議学制議」（同前『史料篇第六』一二一～二頁）。

（12）「山県参議変則独乙学校ヲ設クルノ議」（同前『史料篇第六』一四四～六頁）。

（13）この文書を、山県が自分が意図していなかった伊藤博文と井上馨に見せたことを知った井上毅は、さも心外そうに焼き捨てるように書き送っている。

（14）同前『史料篇第三』五二四～九頁。

（15）井上毅がいかに密接に元田と連絡して、大隈外相の条約改正反対運動に従事したかは、次の論文を参照。沼田哲「元田永孚と明治二二年条約改正反対運動」（「日本歴史」、吉川弘文館、四四四号）。すでに明治十五年の井上馨の内地開放問題当時から、井上毅と元田は親しく連絡し合う同盟関係にあった。

（16）ボアソナード意見書によって井上馨の条約改正反対運動に火をつけた井上毅の行為は、同時に欧化主義を推進する伊藤博文を首脳とする政府に対する攻撃であった。参照、拙著『井上毅と福沢諭吉』。また、井上毅の手先が主力となり井上毅自身が陰で操ったと思われる対外硬運動も、伊藤を首相とする政府への攻撃である。参照、拙稿「福沢諭吉と「対外硬」運動」（同前『近代日本研究一九』、二〇〇二年）。

（17）『教育勅語成立史の研究』（『海後宗臣著作全集』第十巻、東京大学出版会、一九八一年）。

（18）稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社）。

（19）これらの知事の不満というものが生徒は「五倫ノ道ノ何タルヲ知ラサル」から虚無党を養成するものだ（稲田前掲書、一六四頁）とか、「道徳教育ノ如キハ徳川覇政ノ頃ヨリハ数歩ノ退却セシ傾キナリ」（同、一六五頁）とかいう、異常に反動的なものであることに注目すべきである。

(20) 稲田前掲書、一六六頁。

(21) ここで注目すべきは知事達の憂慮する道徳というものが、このままでは人民が長上を凌ぎ社会の秩序を乱し国家を危うくするという、治安道徳、警察道徳に過ぎないことである。生徒が不遜になり、父兄に従わない不満は、「人心教導意見」の井上毅の福沢の悪影響非難と同一である。これらの知事達の要求によって出された教育勅語というものは、結局は長上への屈従を説く道徳にすぎなかった。

(22) ここで知事達が求めている徳育の教育政策は、教育勅語によってほぼ完全に実現されたことに注目すべきだ。すなわち、この建議の著者と、教育勅語の作者が同一であったことを強く示唆するものである。

(23) 稲田前掲書、一六八頁。

(24) 海後前掲書、二一七頁。

(25) 芳川顕正伯謹話「教育勅語渙発由来」(稲田前掲書、一七一頁より引用)。

(26) 海後前掲書、三〇四頁。

(27) 稲田前掲書、一九六頁。

(28) 井上毅という人物の他に比類のない特徴は、正常な人間がとても言えないような嘘を平気でつくことにある。前掲拙著『井上毅と福沢諭吉』参照。

(29) 稲田前掲書、二〇九頁。

(30) 海後前掲書、五二八頁。

(31) 同右、五〇五～八頁。

(32) 稲田前掲書、一六六～七頁。

(33) 参照、前掲拙稿「明治十四年政変と『保古飛呂比』」。

(34) 「当時ハ頗ル多忙ノ時期ニテ勅令乱発ストモ云フベキ際ナリ是レ明治維新ノ大切ヲツケ、条約ヲ改正シ、憲法実施

ノ準備ヲ整フル等ノ事処理スヘキ事甚ダ多カリキ而シテ余ハ軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望メリ」(『山県有朋教育勅語渙発に関する談話筆記』)海後前掲書より引用。

(35) 前記の山県の談話筆記の続きは以下の通り、「時ノ法制局長官井上毅ナドモ同論ナリシが此時ハ未ダ教育勅語マデニ熟セル考ハナク唯互ニ論議シテ十二時頃ニモ至ル有様ナリキ」(同前)。

(36) 海後、稲田、両氏の前掲書において詳しく紹介されている。

(37) こんな明瞭な事実さえも、津田左右吉以外に断定した人間が殆どいないのは驚くほどである。稲田前掲書参照、四頁。

(38) 正統的な儒学者であった横井小楠は水戸学を偏狭な極端主義の思想として反感を持っていた。参照、岩井忠熊『明治国家主義思想史研究』(青木書店、一九七二年、五五頁)。

(39) 張作霖を爆殺した軍部の行動は、安達の閔妃虐殺を手本としたものであった。参照、前掲拙稿「福沢諭吉と「対外硬」運動」。

(40) 明治十四年政変では、無実の福沢を中傷讒言で陥れ、明治二十年の条約改正反対運動では自分を信頼する上司の伊藤や友人のボアソナードを裏切った井上毅は、日本史上最も非道徳的な人間の一人である。井上毅は、「国ノ大事」と心得ることのためには、道徳は「毫モ顧慮スル」ことなく、「故造有心」を以て友人のボアソナードを欺き不幸に陥れた、と公言している人物なのである。(前掲『井上毅伝史料篇第一』五五〇頁)。

(41) 特定の新聞雑誌に刺激的な情報を流して騒動を煽り世論を導こうとするのは、明治十四年政変や条約改正問題でも示された井上毅の常套手段である。参照、前掲拙著五六頁。

(42) 木村の処分に対する抗議に木下校長は、処分が不当なのは承知しているが「勅諭を尊崇せしむるの方法は、先づ外形上の式を第一とするが故に、暫らく此精神に反くとも自から安心す。」とのべて、勅語を尊崇させる為の手段として後悔していないと断言して、確信犯的行動であることを示している。(小沢三郎『内村鑑三不敬事件』、新教出版社

一九八〇年、一一八頁)。

(43) 小沢三郎前掲書、三九頁。

(44) 『井上毅伝史料篇　第二』六〇五頁。

(45) 「大に史学を興すべき論」(『国学院雑誌』創刊号、一八九四年十一月)。

(46) 私は、全く別の人間の軍隊時代の回想において、厳しい制裁が必至のタブーとなる過失を犯してしまったが、たまたま上官が慶應義塾出身だったので罰を免れたという内容の文章を読んだことがある。二人とも、その上官自身の個人的性格よりも、慶應義塾という学校にその寛容性の原因を帰していることに私は強い印象を受けた。

(47) 「私は学者ではなく一市井の人間でありますが、いつも独立自由を愛し、科学性と進歩的なやり方こそ人間の任務であることを深く信じております。」(前掲著作集、第四巻、一五頁)と自己の信条を述べているが、まさに福沢の思想を要約したものである。

(48) 同前、第三巻、二四五頁。

(49) 同前、第一巻、二二二頁以下の文章を要約。

(50) 外部から慶應義塾の校風を見て、最も目につく特徴は、先輩・後輩などという上下関係が極めて希薄なことである。僅か一・二年の入学年次の相違が、生涯にわたるような上下関係を作ることもある他の学校と対照的である。

(51) 「福翁百話」(『福沢諭吉全集』第六巻、三七六頁)。

(52) 「此情勢ヲ以テ荏苒推移スルトキハ実業ヲ重ンセスシテ漫リニ高尚ノ言論ヲ為シ未熟ノ学術知識ニ依テ僥倖ヲ事トスルノ風ヲ長シ長上ヲ凌キ社会ノ秩序ヲ紊乱シ絡ニ国家ヲ危フスルニ至ラント」(前掲「徳育涵養ノ義ニ付建議」)。

(53) 井上毅が「人心教導意見」で、「福沢諭吉ノ著書一タヒ出テ、、天下ノ少年、靡然トシテ之ニ従フ、其脳漿ニ感シ、肺腑ニ浸スニ当テ、父其子ヲ制御スルコト能ハズ、兄其弟ヲ禁スルコト能ハズ、」と述べているのは、その事実を反対側から裏付けるものである。

(54) 同前「人心教導意見」(『井上毅伝史料篇第一』)二四九頁。

(55) 副田義成氏は次のように解説している。「「国体の本義」は「教育勅語」に八カ所で肯定あるいは支持しつつ言及しており、そこでの「教育勅語」からの引用文をすべてあわせると、ほぼその全文となる。したがって「国体の本義」は「教育勅語」のイデオロギーを全面的に継承しつつそれに新しい解釈をほどこしたり、新しい内容をつけくわえた文章である。」(『教育勅語の社会史』有信堂、一九九七年、二七二頁)。